資料8

平成24年8月2日
警察庁生活安全局
情報技術犯罪対策課

サイバー犯罪共同対処の概要

現状と問題点

◆不正アクセス認知件数は多くても年間3,000件弱

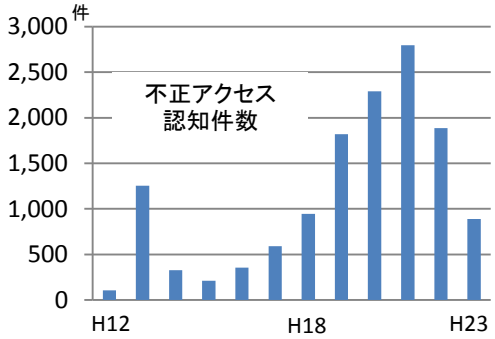

◆「連続自動入力プログラムによる不正ログイン攻撃」の実態を観測（平成24年2月）

協力企業数	ログイン試行回数	不正アクセス回数	侵入率
13社	260,896回	17,514回	6.7%

潜在化が判明

- ◆ サイバー犯罪は潜在化しやすく警察への通報が行われない
- ◆ 正確な実態把握が行われていない
- ◆ 社会全体で適正な危機意識の共有が図られていない

結果的に

犯罪者が野放しに

官民が一体となって、サイバー犯罪の実態情報を共有することでサイバー犯罪に対する危機意識を高め、社会全体で防止対策を行うことが重要

（警察と民間事業者の信頼関係の構築）

共同対処

- ◆ サイバー犯罪の警察への通報促進
- ◆ 民間事業者の捜査協力を得ることによる積極的な事件化
- ◆ 被害拡大防止及び再発防止に関する助言・援助の実施
- ◆ 民間事業への影響を考慮した公表当否の判断
- ◆ 犯罪手口情報その他サイバー犯罪の防止に有効な情報の共有

サイバー犯罪に対する警察と民間事業者の共同対処に関する指針

1　目的

この指針は、警察と民間事業者のサイバー犯罪に対する共同対処に関し必要な事項を定めることにより、サイバー犯罪の認知、捜査、再発防止等における警察と民間事業者の連携強化を図ることを目的とする。

2　共同対処の基本的考え方

潜在化しやすく増々巧妙化するサイバー犯罪に対し的確に対処するためには、警察と民間事業者がそれぞれの活動目的や立場を相互に理解し、協力し合うことによってそれぞれの責務を適切に果たしていくことが必要な状況となっている。そのため、警察と民間事業者のサイバー犯罪に対する共同対処については、次のとおり連携強化を図るべく、都道府県警察からサイバー犯罪の防止を図る上で重要な社会的責務を担っている民間事業者を重点対象として、積極的に働きかけること。

(1)　サイバー犯罪の認知

サイバー犯罪は潜在化しやすい性質があるため、民間事業者がサイバー犯罪を認知した場合（当該民間事業者の委託を受けて、当該民間事業者の事業活動に対するサイバー犯罪の発生を警戒し、防止する事業を行っている者が当該事業活動に関しサイバー犯罪を認知した場合を含む。）の警察への通報を促進すること。そのため、都道府県警察は、あらかじめ、民間事業者に対し、通報を求める事項の周知に取り組むこと。

(2)　サイバー犯罪捜査

都道府県警察は、民間事業者から通報のあった案件については、民間事業者の円滑な事業運営に配慮しつつ、必要な捜査協力を得ることにより積極的に事件化を図ること。

(3)　被害拡大防止措置等

都道府県警察は、サイバー犯罪を認知した民間事業者に対し、当該サイバー犯罪による被害の拡大を防止するため必要な措置の実施及び再発防止措置に関し、必要な助言及び援助を行うこと。

(4)　公表の当否の判断

サイバー犯罪の発生及び検挙についての公表は、サイバー犯罪の一般的抑止や被害拡大防止の意義をもつ一方で、民間事業の運営に様々な影響を及ぼすことに鑑み、都道府県警察は、民間事業者の意見を十分聴いた上で公表のもつ社会的意義を総合的に勘案して公表の当否の判断を行うこと。

(5)　情報共有

都道府県警察は、サイバー犯罪捜査によって得られた犯罪手口情報その他サイバー犯罪の防止施策に関し有効な情報を、民間事業者が特定されないよう限定措置を加えた上で、サイバー犯罪の防止施策に関する情報共有活動に積極的に活用すること。

3　共同対処の確実かつ適切な実施

都道府県警察は、上記２の考え方に沿って、警察と民間事業者のサイバー犯罪に関する共同対処を円滑に推進するため、別添１の「サイバー犯罪共同対処協定書モデル」及び別添２の「サイバー犯罪の通報及び公表に関する細目」を参考に警察と民間事業者の連携強化に関する取決めを締結するなどして確実かつ適切な共同対処を図ること。